Working Paper Series

No.9

宮﨑雅人

都道府県における予算編成過程に関する分析

2015年5月

Faculty of Economics
Saitama University, Japan
埼玉大学 経済学部

都道府県における予算編成過程に関する分析 ☆

宮﨑雅人 埼玉大学大学院人文社会科学研究科・准教授

概要

本稿の目的は、都道府県における予算編成過程の今日の特徴を明らかにすることである。 分析の結果、次の点が明らかになった。

第1に、野口他(1978)が大規模組織の特徴として指摘した増分主義的傾向は弱まっていることが明らかになった。近年の地方自治体における地方税を中心とした歳入の減少と義務的経費を中心とした歳出の増加を反映し、予算余剰が小さくなっているため、増分主義的傾向が弱まっているものと思われる。第2に、財政部門による予算編成過程における機械的なコントロールのうち、増分主義的傾向は弱まっている一方で、枠配分的傾向は強まっていることが明らかになった。したがって、施策担当部門や企画部門に対する財政部門の相対的な力の強さは大きくなっているといえよう。第3に、野口他(1978)は組織規模が小さくなるにしたがって首長の影響力が強くなると結論づけていたが、組織規模の大きな都道府県レベルにおいても首長の影響力が大きくなっていることが明らかになった。第4に、財政制約の下で地方自治体は、歳入増ではなく歳出の見直しによって財源を捻出し、民生費に対応していることが明らかになった。こうした予算余剰がない中での民生費への対応からも、予算編成における増分主義的傾向は弱まっているといえる。

Keywords: 增分主義, 枠配分, 首長, 民生費

はじめに

本稿の目的は、都道府県における予算編成過程の今日の特徴を明らかにすることである。地方自治体の予算編成過程については、野口他(1978)が都道府県および市・特別区に対して実施したアンケート調査と面接調査の結果から次のように結論づけている。第 1 に、組織規模が大きくなるにしたがって、調整すべき項目が増大し、問題がより複雑化するため、「合理性の限界」が重要になり、実質的な意思決定の多くを内部官僚組織にゆだねざるを得ない。そして内部官僚組織も細分化、専門化されており、問題を単純化してある程度機械的なルールに頼らざるを得なくなる。第 2 に、組織規模の拡大は個別的変動を「平均化」する効果をもつため、機械的ルールのもたらすデメリットが相対的に軽減される。以上から、大規模組織は内部官僚型、小規模組織は外部環境型としてタイプ分けし得るとしている。

野口他(1978)は、大規模組織では各施策部門が細分化・専門化し、財政部門が個々の施策を十分把握できないため、財政部門のコントロールは統一的・機械的とならざるを得ず、増分主義的傾向が強くなり、必然的に枠配分方式が支配的となるとしている。一方、小規模組織では、首長が予算の各項目を詳細にレヴューすることが可能であり、財政部門のコントロールが相対的に弱く、増分主義的傾向は弱く内容審査的となり、個別積み上げ方式が可能なかわり、各経費の変動は大きくなるとしている。

また,西山(1995-1996)は,全国の市町村について層別系統抽出法によって抽出した 1074 団体を対象に調査を行い,基本計画・実施計画の策定と予算編成方針の作成,予算編成における首長の役割,経費の査定方法,国庫補助金と予算編成,予算編成の方法,予算編成における都道府県や議会との関係,予算編成と住民との関係などについて質問している。特に調査結果に関して,先に挙げた野口他(1978)が指摘した予算編成過程の特徴と関連づけていえば,義務的経費以外の経常的経費は増分主義による査定が中心的な方法であることを明らかにしている。

増分主義仮説は歳出の分析において通説的位置を占めていたが、Willoughby(2014)は20世紀後半には説明力を失ったと指摘している。また、これらの研究が行われた1970年代や1990年代とは異なり、地方自治体は予算編成に際して景気の低迷や義務的経費の増大といった制約条件下に置かれており、かつてのような意思決定が行われているのか疑問が残る。しかし、日本の地方自治体の予算編成過程において増分主義が説明力を失ったのかという点について、十分に検討がなされているとは言い難い。

そこで、本稿においては、異時点の予算編成過程の比較を念頭に、市町村だけではなく都道府県も含めて調査を行った野口他(1978)とあえてほぼ同じ調査票を用いて得られた調査結果の分析を行う。このことを通じて今日の特徴を明らかにしようとするものである。あわせて予算編成過程における増分主義以外の特徴についても検討する。

本稿は次のように構成されている。1 において調査および調査結果の概要について説明する。2 においては、調査結果から読み取ることができる増分主義的傾向の変化について論じ

る。3 においては、上限・「枠」の決定方法の変化について議論する ¹。4 においては、首長の影響力の変化について論じる。5 においては民生費における変化について検討を行う。

1 調査および調査結果の概要

今日の都道府県における予算編成過程の特徴を、比較を通じて明らかにするため、野口他(1978)とほぼ同じ調査票を用いてアンケート調査を実施した。調査票は 2012 年 8 月に岩手県、宮城県、福島県を除く 44 都道府県の財政課長宛に送付し、38 団体から回答を得た(回収率 86.4%) 2 。

野口他(1978)によれば、設問の設計にあたって考慮した視点は次の通りである3。

- ① 予算編成における首長,各部局,議会などの役割。
- ② 編成の方法(積上げ方式か枠配分方式か,査定にあたって考慮される要因は何か,等。)
- ③ 中長期計画と予算編成の関連。
- ④ 財政環境悪化の予算編成に対する影響。このような視点に基づき作成されたアンケートの構成は次のようになっている。
- I 予算編成一般について

中長期計画との関連,首長の影響力,議会との関係,住民ニーズの吸収方法,財政部門による予算規模の見通し,上限提示の有無,その他(編成日程,補正要因等)

Ⅱ 目的別分類の民生費について

民生費の「単独分」(地方公共団体独自の施策および法定基準への上乗せ施策) に占める比率、今後の福祉に対する考え方等

Ⅲ 性質別分類の建設事業費について

「枠」の有無,「枠」の作り方,首長の影響力,査定考慮要因,補助金や起債との関連等

Ⅳ 性質別分類の人件費,物件費について

人件費における給与水準や職員数につき, その決定要因と決定主体, 物件費の決定方 法等

V 予算編成方式の変化について

財政危機が予算編成に及ぼす影響, 今後の対策等

本稿においては、野口他(1978)が 1970 年代の調査結果から指摘した予算編成過程の特徴を踏まえ、これらの中でも特に予算編成の方法、上限・「枠」の決定方法、首長の影響力、民生費について詳しく検討を行う。

なお、回答のあいまいさを防ぐために、野口他(1978)は昭和 52 年度の当初予算に対象を限定したが、本稿においても調査の対象を平成 24 年度の当初予算に限定した。

さて,以下では 1970 年代と 2010 年代とで傾向が大きく異ならない調査結果について, いくつか見ていきたい。 まず予算編成と中長期計画との関連について質問した問 1 の回答結果は表 1 の通りである。野口他(1978)における同一の質問に対する回答結果についてもあわせて載せている。今後、同じ形式で異時点の調査結果の比較を行っていく。この表から読み取ることができるように、「中長期計画がガイドライン」だとする比率が 7 割強を占めている。「計数的なものは予算編成時に決定される」という傾向には、大きな変化は見られない。したがって、野口他(1978)が設問の設計にあたって考慮した 3 番目の視点から見た予算編成過程の実態は、1970年代と 2010 年代とで変わっていないといえる。

次に財政部門,企画部門の職員数について問 3 で質問した。これに対する回答結果について平均値をまとめたものが表 2 である。職員数の平均値に大きな変化はなく,職員数全体が減少する中で,両部門の規模が維持されていることをこの表から読み取ることができる。

さらに、普通建設事業費の査定において補助対象事業に補助金がつくか否かの見込みが与える影響について質問した問 37 に対する回答結果は表 3 の通りである。この表から読み取ることができるように、補助対象事業に補助金がつくか否かが査定に影響を与えないとする団体は稀であり、ほとんどの団体は査定に当たって補助金がつくか否かの見込みの影響を受けていると考えられる。同様の傾向は問 34 に対する回答結果からも読み取ることができる。表 4 は査定の際に考慮する要因として尋ねた 14 の項目のうち「補助金獲得の可能性」に関する回答をまとめたものである。「十分考慮する」という比率は 1970 年代と大きく変わることなく、「ある程度考慮する」とあわせて 8 割強となっていることがわかる。

最後に、最近の地方財政危機に対して考えられる財源対策はどれかと質問した問 53 の回答のうち「最も重要」とした結果をまとめたものが表 5 である。財政危機に対しては「歳出を抑えるべく既定経費の洗い直し」が「最も重要」とされており、財政危機への対応に大きな変化は見られないことを読み取ることができる。

2 増分主義的傾向の変化

ここまで 1970 年代と 2010 年代とで傾向が大きく異ならない調査結果について述べてきたが、ここからは傾向が大きく異なる調査結果について述べていきたい。まずは野口他 (1978)において大規模組織の特徴とされた予算編成過程における増分主義的傾向である。

よく知られるように、Wildavsky(1964)によって提起された増分主義の概念は、予算編成に携わる当事者が採る予算手法のことを意味しており、膨大な予算費目の決定を前にして、特別な事情のない限り特定の予算費目について急激な変動を極力回避するという理念を前提に、その増分のみに関心を集中させるという財務官僚(およびアメリカの場合は議会歳出予算委員会)の予算編成上の実践的な行動様式を抽出したものである。同書の刊行以後、アメリカ連邦予算過程を説明するキー概念として、さらには州・地方政府や日本をも含む他国の予算編成過程を説明する有力な理論として、急速に普及していった4。ここで用いて

いる増分主義も彼の主張に基づくものである。

野口他(1978)は、クリサインによる予算編成の意思決定の二つのパターン、すなわち内部 官僚モデルと外部環境モデルを用いて、地方自治体の類型化を行っている。内部官僚モデルにおいては、予算編成に関わる意思決定主体のうち行政官ー内部官僚ーが重視され、かつ、彼らの意思決定についての「合理性の限界」が強調される。「合理性の限界」があるがゆえに、問題を単純化してある程度機械的なルールに頼らざるを得なくなる。その際に用いられる機械的なルールというのが増分主義的なルールであるとされる。

しかし、先述の通り、増分主義の有効性については否定的な見方もあり、今日の予算編成において有効であるか否かは検証すべき事柄である。そこで、1970年代と 2010年代の比較によって、これに関する検証を行う。

表 6 は各担当部門要求の前の段階で財政部門が持っている予算全体の規模に対するおおよその見通しのパターンについて質問した問 4 に対する回答結果をまとめたものである。この表から読み取ることができるように、「前年度予算規模と税収の伸び悩み等によって見通しをつくる (積み上げなし)」(以下、「積み上げなし」と略す)という回答の比率が低くなり、「歳入や歳出に関するおおよその積み上げによって見通しをつくる」(以下、「積み上げあり」と略す)という回答の比率が高くなっている。

また、物件費の決定方法についても同様に増分主義的な回答の比率が低くなっている。 表 7 は問 49 に対する回答結果をまとめたものである。「物件費全体を前年度予算額と標準 的単価上昇率から決める」という回答は全くなくなり、「標準単価と数量から個別に積み上 げる」という回答の比率が高くなっていることがわかる。

これらの調査結果から 2010 年代においては,野口他(1978)が大規模組織の特徴として指摘した増分主義的傾向は弱まっているということがいえるであろう。

3 上限・「枠」の決定方法の変化

次に上限・「枠」の決定方法の変化について検討を行う。野口他(1978)は大規模組織の特徴として、増分主義とともに、「上限の提示」や「枠配分」のような機械的予算編成方式を挙げていた。これに関する変化について見ていきたい。

表 8 は財政部門が各担当部門の予算要求前に提示する事項について質問した問 5 に対する回答結果をまとめたものである。「標準単価」を挙げた比率が最も高いが、「要求限度」を挙げた比率が特に増加していることがわかる。

また,問6では財政部門の各担当部門への要求限度の提示の仕方について質問している。これに対する回答結果をまとめたものが表 9 である。この表から読み取ることができるように,9割弱の団体において上限が提示されている。そして,注目すべきは上限を「一律に提示する」という団体が多数派ではなく,「上限は示すが,一律ではない」という団体が過半数を占めているという点である。

さらに、問 30 では普通建設事業費の査定方法について質問している。表 10 はこれに対する回答結果をまとめたものである。この表から読み取ることができるように、「枠を各施策担当部門に提示し、その範囲内で要求をまとめさせる」という回答の比率が最も高く、次いで「枠をもとに要求限度を定めて提示し、各施策担当部門からの要求をこの枠をもとにして査定する」という回答の比率が高い。野口他(1978)において示された調査結果とは大きく異なり、枠やそれをもとにした要求限度を提示する団体の比率が 8 割弱を占める結果となっている。

そして、具体的な枠の区分の設定について問 31 で質問している。これに対する回答結果をまとめたものが表 11 である。枠の区分については、1970 年代と同様に「補助事業、単独事業別」とする団体が最も多く、逆に「目的事業別」とする団体が 1970 年代と比較して大きく減少している。

さらに、その決定方法について問 32 で質問しているが、補助事業費についての回答結果を表 12、単独事業費についての回答結果を表 13 でまとめている。これらの表から読み取ることができるように、1970 年代の調査結果とは異なり、前年度実績を基準として枠が決定される傾向は必ずしも強くない。

これらの調査結果から 2010 年代においては,野口他(1978)が大規模組織の特徴として指摘した財政部門による予算編成過程における機械的なコントロールのうち,増分主義的傾向は弱まっている一方で,枠配分的傾向は強まっているということがいえるであろう。

4 首長の影響力の変化

さらに、首長の影響力の変化について検討を行う。野口他(1978)によれば、大規模組織では組織の細分化、専門化のために、首長の影響力は形式的なものとされた。しかし、これについても調査結果からは1970年代の調査とは異なる特徴が浮かび上がる。

問 8 では、復活折衝・首長査定の段階で、財政部門の予期しない事情によって予算の規模、内容が変化するかどうかについて質問している。これに対する回答結果をまとめたものが表 14 である。「規模、内容ともに変化がある」という回答の比率が増加し、「内容において変化がある」という回答とあわせると、全体の 7 割程度が「変化がある」と回答している。

そして、首長が最も影響力を発揮する段階を問 17 で質問しているが、これに対する回答結果をまとめたものが表 15 である。この表から読み取ることができるように、「復活折衝の段階」という回答の比率が低下しているが、「その他」についても自由記入欄から内容を把握してみると、「知事査定・知事最終調整」といった回答が 6 団体(15.8%)あり、これらをあわせると全体の 39.5%となる。したがって、予算編成の最終段階において首長の影響力が最も発揮されると回答した団体が最も多いということになる。ただし、「その他」のうち「全ての段階」という回答も 5 団体(13.2%)あり、首長の予算編成に与える影響が

特に強まっているところもあるといえる。

次に具体的な経費として普通建設事業費について、査定の際に考慮する要因として 14 の項目を問 34 で質問している。そのうち「首長の政策」に関する回答をまとめたものが表 16 である。この表から読み取ることができるように、「十分考慮する」という比率は 1970 年代と比較して低下しているものの、8 割程度となっている。また、枠の決定に実質的な影響を与える主体(財政部門を除く)について、問 33 で質問している。これに対する回答結果をまとめたものが表 17 である。1970 年代の調査結果と同様に、首長の影響力が最も高いとなっていることをこの表から読み取ることができる。これらの結果から、普通建設事業費の予算編成に関しては、首長の影響力はかなりあるものと考えられる。

また、問 47 で一般行政職員の増減を決定する際に実質的な影響を与える主体を質問している。その回答のうち「最も重要」と回答したものについてまとめたものが表 18 である。この表から首長は職員数の増減にも影響を与えていることを読み取ることができる。

野口他(1978)は、調査結果から組織規模が小さくなるにしたがって首長の影響力が強くなると結論づけていたが、これらの調査結果からは、組織規模の大きな都道府県レベルにおいても首長の影響力が大きくなっているということがいえるであろう。

5 民生費における変化

次に民生費における変化について検討を行う。1 では触れなかったが、問 18 で質問した 法定基準への上乗せや国の施策にはない独自の福祉施策の実施状況については、1970 年代、 2010 年代ともに 100%の団体が「行っている」と回答しており、変化は見られない 5。

しかし、上乗せや独自の施策の予算額が民生費に占める比率は低下している。問 21 でこれに関して質問しているが、それに対する回答結果をまとめたものが表 19 である。この表から読み取ることができるように、「5%未満」とする団体の比率が最も高くなり、「5%以上 10%未満」とする団体の比率も若干低下している。

ただし、1977年度における都道府県の民生費総額は1.1兆円であったのに対し、2012年度におけるそれは7.3兆円となっており、割合の低下はこれら施策の予算額の減少を必ずしも意味しない。問23では前年度と比較したこれら施策の予算額の増減について質問している。それに対する回答結果をまとめたものが表20である。「増加した」とする団体が1970年代に比べて減少しているものの、6割の団体が「増加した」としている。

また、これら施策の財源については間 22 で質問している。そのうち金額の大きい方の財源に関する回答結果をまとめたものが表 21 である。「税の自然増収」という回答は 1970 年代と比較して大きく低下し、「民生費以外の経費の合理化」という回答が増加していることがわかる。また、「その他」についても自由記入欄から内容を把握してみると、「全体の中での見直し」といった回答が 8 団体 (21.1%) あり、民生費以外あるいは民生費を含めた経費の見直しによって財源が賄われているという状況であるといえる。

さらに、問 26 で近年の財政危機を契機とした福祉見直しに関して、どのようなことを行うと考えているかについて質問している 6。これに対する回答結果をまとめたものが表 22 である。この表から読み取ることができるように、「個別福祉施策の見直しを行い、支出の増加を抑える」という回答の比率が増加し、計画通りの支出や増収を図るという回答の比率が減少している。

これらの調査結果から、財政制約の下で地方自治体は、歳入増ではなく歳出の見直しに よって財源を捻出し、民生費に対応しているといえる。

おわりに

本稿においては、今日の都道府県における予算編成過程の特徴を、比較を通じて明らかにした。得られた知見は次の通りである。

第1に,野口他(1978)が大規模組織の特徴として指摘した増分主義的傾向は弱まっていることが明らかになった。河音(2006)が指摘するように、増分主義的予算過程は予算余剰の存在を前提としてこそ、予算過程に携わる全ての諸主体にとってベターオフな関係を成立せしめるものであった。しかし、財政赤字問題をはじめとした予算資源の制約という事態に有効に機能するメカニズムを有していない7。近年の地方自治体における地方税を中心とした歳入の減少と義務的経費を中心とした歳出の増加を反映し、予算余剰が小さくなっているため、増分主義的傾向が弱まっているものと思われる。野口他(1978)も、実質収支の悪化が従来のルーチン的な意思決定プロセスを変更させるシグナルとして機能すると述べており8、財政悪化が増分主義的傾向を弱める可能性を指摘している。

第2に、財政部門による予算編成過程における機械的なコントロールのうち、増分主義的傾向は弱まっている一方で、枠配分的傾向は強まっていることが明らかになった。したがって、施策担当部門や企画部門に対する財政部門の相対的な力の強さは大きくなっているといえよう。そして、こうした背景にも、近年における歳入の減少と歳出の増加があるものと思われる。

第3に、野口他(1978)は組織規模が小さくなるにしたがって首長の影響力が強くなると結論づけていたが、組織規模の大きな都道府県レベルにおいても首長の影響力が大きくなっていることが明らかになった。この背景には、地方分権改革やいわゆる「改革派知事」の登場があるのかもしれないが、より詳細な検討が必要である。

第 4 に、財政制約の下で地方自治体は、歳入増ではなく歳出の見直しによって財源を捻出し、民生費に対応していることが明らかになった。こうした予算余剰がない中での民生費への対応からも、予算編成における増分主義的傾向は弱まっているといえる。

最後に、本稿に残された課題である。野口他(1978)において組織規模の大きさから「合理性の限界」によって生じるとされた、増分主義的傾向、枠配分的傾向、形式的な首長の影響力という三つの特徴は、都道府県の組織規模に大きな変化がないにもかかわらず、変化

が生じていることが明らかになった。こうした変化の要因については、十分に分析を行っていない。また、こうした変化はいつ頃から生じたのかという点についても、二つの調査 結果の比較からだけでは明らかにすることができない。これらの点については稿を改めて 分析を行いたい。

参考文献

河音琢郎(2006)『アメリカの財政再建と予算過程』日本経済評論社

西山一郎(1995)「わが国の市町村における予算編成過程-1994 年の調査- (1)」『香川大学経済論叢』Vol.68(2・3), pp.3-40.

———(1996)「わが国の市町村における予算編成過程-1994年の調査-(2)」『香川大学経済論叢』Vol.69(1), pp.1-60.

———(1996)「わが国の市町村における予算編成過程-1994年の調査-(3)」『香川大学経済論叢』 $Vol.69(2\cdot 3)$, pp.3-143.

野口悠紀雄・新村保子・竹下正俊・金森俊樹・高橋俊之(1978)「地方財政における意思決定の決定」『経済分析』No.71, pp.1-190.

Wildavsky, Aaron B. (1964), *The Politics of Budgetary Process, First Edition*, Little, Brown and Co. 〔A. ウィルダフスキー/小島昭訳(1972)『予算編成の政治学』中央大学勁草書房〕

Willoughby, Katherine G. (2014), *Public Budgeting in Context: Structure, Law, Reform and Results*, Jossey-Bass.

表 1 中長期計画と予算編成との関連

(単位:%)

	中長期計画はな	中長期計画により	中長期計画に基づ	その他
	V,	おおよそのガイド	き各年度ごとの実	
		ラインが示され,	施計画が計数的に	
		計数的なものは予	示され, 政策的経	
		算編成時に決定さ	費は、ほぼそれに	
		れる。	基づいて決定され	
			る。	
1977年	14.3	71.4	7.1	7.1
2012年	5.3	78.9	5.3	10.5

表 2 財政,企画部門の職員数の平均値

(単位:人)

	財政部門の	企画部門の
	職員数の	職員数の
	平均值	平均值
1977年	23.5	21.1
2012年	23.2	22.5

表 3 補助事業についての考え方

	全体について事	主として事業内容	事業内容よりも補	その他・無回答
	業内容の重要度	で決められるが,	助対象事業に補助	
	で決めているの	補助対象事業に補	金がつくかつかな	
	で、補助対象事業	助金がつくかつか	いかの見込みが,	
	に補助金がつく	ないかの見込みも	査定にかなり影響	
	かつかないかの	査定に影響を与え	を与える。	
	見込みは査定に	る。		
	影響を与えない。			
1977年	0.0	85.7	11.9	2.4
2012年	2.6	76.3	5.3	15.8

表 4 建設事業費の査定において補助金獲得の可能性を考慮する度合い

(単位:%)

	十分考慮する。	ある程度考慮す	ほとんど考慮し	無回答
		る。	ない。	
1977年	59.5	38.1	2.4	0.0
2012年	60.5	21.1	2.6	15.8

表 5 財政危機に対する財源対策

(単位:%)

	歳出を抑える	歳出を抑える	歳入を増やす	歳入を増やす	無回答
	べく既定経費	べく新規施策	べく超過課税	べく手数料や	
	の洗い直しを	はできるだけ	や新税の創設	使用料の引き	
	行う。	行わない。	を行う。	上げを行う。	
1977年	78.6	7.1	11.9	0.0	2.4
2012年	71.1	0.0	0.0	0.0	28.9

表 6 財政規模の見通し作成パターン

	持っていない。	歳入や歳出に関す	前年度予算規模と	その他・無回答
		るおおよその積み	税収の伸び悩み等	
		上げによって見通	によって見通しを	
		しをつくる。	つくる(積み上げ	
			なし)。	
1977年	7.1	35.7	52.4	4.8
2012年	5.3	71.1	15.8	7.9

表 7 物件費の決定方法

(単位:%)

	物件費全体	物件費のグ	標準単価と	予算の規模	物件費全体	その他・無
	を前年度予	ループ別金	数量から個	に大枠があ	を前年度予	回答
	算額と標準	額を決め	別に積み上	るため、物	算額と同額	
	的単価上昇	る。	げる。	件費も他の	にする。	
	率から決め			経費とのバ		
	る。			ランスで決		
				める。		
1977年	45.2	9.5	14.3	4.8	7.1	19.1
2012年	0.0	2.6	39.5	15.8	0.0	42.1

表 8 財政部門が各担当部門の予算要求前に提示する事項

(単位:%)

	財政環境	国あるいは 都道府県の 指示,指導事 項	中長期計画 との関連	各経費ごとの要求要領	予算編成の 日程
1977年	92.9	59.5	59.5	100	66.7
2012年	78.9	31.6	68.4	86.8	84.2
	当該年度の 重点施策	要求限度	標準単価	その他	
1977年	52.4	69.1	92.9	11.9	
2012年	60.5	89.5	92.1	2.6	

表 9 上限提示の仕方

	一律に提示する。	上限は示すが、一律	提示しない。
		ではない。	
1977年	31.0	38.1	31.0
2012年	34.2	52.6	13.2

表 10 普通建設事業費の査定方法

(単位:%)

	各施策担当	枠をもとに	枠を各施策	特に枠を持	特に単年度	その他
	部門に枠的	要求限度を	担当部門に	たず、要求	の枠はな	
	な制限を課	定めて提示	提示しその	の内容によ	く,中長期	
	さず、要求	し、各施策	範囲内で要	り査定を行	計画に基づ	
	を提出さ	担当部門か	求をまとめ	う。	く実施計画	
	せ, 財政担	ら要求をこ	させる。		により査定	
	当部門の持	の枠をもと			を行う。	
	つ枠をもと	にして査定				
	に査定す	する。				
	る。					
1977年	28.6	23.8	9.5	23.8	11.9	2.4
2012年	2.6	36.8	42.1	7.9	0.0	10.5

表 11 枠の区分の設定

(単位:%)

	区分はない	各施策担当 部門別	目的事業別	補助事業, 単独事業別
1977年	3.9	23.1	38.5	80.8
2012年	9.7	32.3	3.2	58.1
	継続事業,新規事業別	その他	無回答	
1977年	3.9	15.4	0.0	
2012年	3.2	9.7	3.2	

表 12 補助事業費の枠の決定方法

	補助金の見通	補助事業費の	補助事業費の	補助事業費の	その他
	しから決定さ	前年度実績と	前年度実績と	前年度実績そ	
	れる。	歳入見込み伸	物価上昇率を	のままを総枠	
		び率を考慮し	考慮して決定	とする。	
		て決定され	される。		
		る。			
1977年	53.9	42.3	0.0	3.9	0.0
2012年	41.9	6.5	0.0	0.0	51.6

表 13 単独事業費の枠の決定方法

(単位:%)

	歳入見込みか	単独事業費の	単独事業費の	単独事業費の	その他
	ら単独事業費	前年度実績と	前年度実績と	前年度実績そ	
	以外の経費を	歳入見込み伸	物価上昇率を	のままを総枠	
	先取りして決	び率を考慮し	考慮して決定	とする。	
	定される。	て決定され	される。		
		る。			
1977年	11.5	80.8	3.9	0	3.9
2012年	0.0	22.6	0.0	6.5	71.9

表 14 復活折衝・首長査定の段階での予算の変化の有無

(単位:%)

	規模,内容ともに	内容において変化	ほとんど変化がな	無回答
	変化がある	がある。	<i>۷</i> ′°	
1977年	33.3	11.9	54.8	0.0
2012年	60.5	10.5	21.1	7.9

表 15 首長が最も影響力を発揮する段階

(単位:%)

	中長期計画 策定の段階	予算編成方 針作成の段 階	各担当部門の要求段階	財政担当部 門の査定段 階
1977年	7.1	2.4	4.8	9.5
2012年	7.9	5.3	7.9	10.5
	復活折衝の 段階	その他	無回答	
1977年	71.4	4.8	0.0	
2012年	23.7	42.1	2.6	

表 16 普通建設事業費の査定において首長の政策を考慮する度合い

	十分考慮する。	ある程度考慮す	ほとんど考慮し	無回答
		る。	ない。	
1977年	100.0	0.0	0.0	0.0
2012年	78.9	5.3	0.0	15.8

表 17 「枠」の決定に実質的な影響を与える主体

(単位:%)

	首長	企画担当部 門	各施策担当 部門	審議会	国あるいは 都道府県	その他
1977年	76.9	0.0	38.5	0.0	50.0	7.7
2012年	71.0	3.2	6.5	0.0	38.7	9.7

表 18 一般行政職員の増減に影響を与える主体

(単位:%)

	光巨	財政担当部	人事担当部	企画担当部	各施策担当	举厶
	首長	門	門	門	部門	議会
1977年	35.7	4.8	42.9	2.4	4.8	0.0
2012年	73.7	0.0	5.3	0.0	5.3	0.0
	審議会	労働組合	国あるいは 都道府県	その他	無回答	
1977年	0.0	0.0	4.8	4.8	0.0	
2012年	0.0	0.0	0.0	10.5	5.3	

表 19 上乗せおよび独自の施策の予算額が民生費に占める比率

(単位:%)

	5%未満	5%以上	10%以上	15%以上	20%以上	無回答
		10%未満	15%未満	20%未満		
1977年	31.0	31.0	14.3	7.1	14.3	2.4
2012年	60.5	23.7	5.3	2.6	2.6	5.3

表 20 前年度と比較した上乗せおよび独自の施策の予算額の増減

	増加した	減少した	変わらない	無回答
1977年	95.2	0.0	4.8	0.0
2012年	63.2	21.1	10.5	5.3

表 21 上乗せおよび独自の施策の財源

(単位:%)

2012年	0.0	31.6	42.1	21.1
1977年	0.0	4.8	16	3.7
	上げ	理化		
	料等の引き	の経費の合	その他	無回答
	手数料•使用	民生費以外		
2012年	2.6	0.0	2.6	0
1977年	76.2	2.4	0.0	0.0
	税の自然増収	起債	いは新税の 創設	馬・競輪等)の収入
	なっちをは		超過課税ある	収益事業(競

表 22 財政危機と福祉施策

	他の経費の増加を	支出水準を下げな	個別福祉施策の見	無回答
	抑制しても,計画	いように, なんと	直し等を行って,	
	通り福祉の充実を	か増収をはかる。	福祉関係支出の増	
	推進する。		加を抑える。	
1977年	38.1	35.7	23.8	2.3
2012年	18.4	2.6	55.3	23.7

[☆] 本稿の作成にあたり、38 団体の職員の方々にアンケート調査にご協力いただいた。ここに記して謝意を表したい。なお、本研究は、埼玉大学平成24 年度研究機構プロジェクト研究費(プロジェクト番号A12-09)の助成を受けて行ったものである。

- 1 「枠」とは、財政部門が予算規模について予算編成方針作成の段階であらかじめ持っている見通しのことを意味する。
- 2 調査票は付録 1, 単純集計結果は付録 2 に示した。
- ³ 野口他(1978), pp.3-4.
- 4 河音(2006), p.166.
- 5 上乗せ・独自施策として、心身障害者(児)医療費給付事業を挙げた団体が多かった(19団体)。野口他(1978)においても、都道府県については金額の大きい独自施策として「身障者医療」を挙げた団体が最も多かった。したがって、1970年代と2010年代とで事業内容の傾向は異ならないといえる。
- 6 野口他(1978)においては、オイルショック後の財政危機による「福祉見直し論」を受けての対応について質問をしている。
- 7 河音(2006), p.7.
- 8 野口他(1978), p.27.

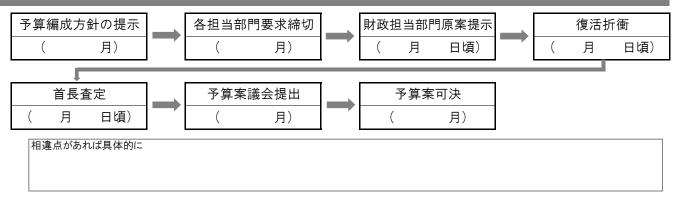
I 予算編成一般について

問1	予質編成	と中長期計画との関	引車は 次	アクドナ	ったあたり	ますか	[1	つだけの	ì
				くしノヒィ	いしなカルニ・カ	$\alpha \rightarrow \beta \rightarrow \beta$			رو

- 1. 中長期計画はない
- 2. 中長期計画によりおおよそのガイドラインが示され、計数的なものは予算編成時に決定される
- 3. 中長期計画に基づき各年度ごとの実施計画が計数的に示され、政策的経費は、ほぼそれに基づいて決定される

		具体的に
4	その他	
٠.		

問2 当初予算の編成にあたっては、概ね下記のような手順を踏むものと考えられますが、 貴団体の編成日程の概略をお教えください。また異なる場合は相異点を簡明にご記入ください。



問3 財政担当部門ならびに企画担当部門の職員数は何人ですか。〔各数値回答〕

①財政担当部門	人	②企画担当部門	İ	人
		Į.	_	_

- 問4 財政担当部門では各担当部門要求の前の段階で予算全体の規模に対するおおよその見通しを持っていますか。また、その見通しは、主として次のどのパターンで決定されますか。 〔1 つだけ〇〕
 - 1. 持っていない
 - 2. 歳入や歳出に関するおおよその積み上げによって見通しをつくる
 - 3. 前年度予算規模と税収の伸び悩み等によって見通しをつくる(積み上げなし)

	//	具体的に
4.	その他	

問5 財政担当部門では、各担当部門の予算要求前に下記の事項のうちどれを示しますか。 (いくつでもO)

- 1. 財政環境
- 2. 国あるいは都道府県の指示、指導事項
- 3. 中長期計画との関連

- 4. 各経費ごとの要求要領
- 5. 予算編成の日程
- 6. 当該年度の重点施策

- 7. 要求限度
- 8. 標準単価
- 9. その他

具体的に

問6 財政担当部門は、各担当部門の要求に対してどのような形で上限を提示しますか。 〔1つだけ〇〕 ※なお、「1. 一律に提示する」とお答えの方は、具体的に内容をお書きください。

1. 一律に提示する

- 2. 上限は示すが、一律ではない
- 3. 提示しない

問7 財政担当部門の原案作成段階で意識される経費区分には、いろいろのものが考えられますが、強いて言えば次の中のどれにあたりますか。〔2つまで〇〕	
1. 経常的経費と臨時的経費(あるいは、義務的経費と投資的経費) 2. 既定経費と新規経費 3. 目的別分類による経費 4. 性質的分類による経費 5. 所管別経費 6. 事業別経費 7. 「1」~「6」のような区分を設けず、個別施策ごとに考える	,)
問8 復活折衝、首長査定の段階で、財政担当部門の予期しない事情によって、予算の規模、 内容が変化しますか。〔1つだけ〇〕	
1. 規模、内容とも変化がある 2. 内容において変化がある 3. ほとんど変化がない □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
問8で「1. 規模、内容とも変化がある」または「2. 内容において変化がある」を選択された方にお聞きしま 問9 変化の要因となるのは、主として次のどれですか。〔1つだけ〇〕	₹∳
1. 首長の意向 2. 各施策担当部門の意向 3. 議員の意向 4. その他 ^{具体的に}	
問10 予算編成の段階で議会筋にどの程度の事前調整をしますか。〔各1つだけ〇〕	
問10 予算編成の段階で議会筋にどの程度の事前調整をしますか。〔各1つだけ〇〕 【① 与党に対しては】 1. 詳細にする 2. 主要事項についてのみする 3. しない	
【① 与党に対しては】	
【① 与党に対しては】	

問12 過去10年間で当初の歳入・歳出予算案が議会で修正または否決されたことがありますか。 〔1つだけ〇〕

1.0回 2. 1~3回 3.4~7回 4. 8回以上

4. その他

問13 当初予算は、どのような過程を経て最終予算になりますか。平成22年度の補正について 補正時期、補正金額をお教えください。また、主たる要因を選んでください。 〔金額・時期は各数値回答、「主たる要因」は各1つだけ〇〕 ※なお、専決処分については議会報告した時期に含めてください。

	①補正予算				②補正予算				③補正予算		(④補正予算
	時期	期 月		時其	玥	月		時期	月		時期	月
	金智	額 億円		金客	頁	億円		金額	億円		金額	億円
		主たる要因			主たる要因				主たる要因			主たる要因
当初予算	1.	給与改訂		1.	給与改訂			1. ;	給与改訂		1. 糸	合与改訂
金額	2.	補助金の確定		2.	補助金の確定	Ē	_	2.	補助金の確定		2. 裤	捕助金の確定
	3.	起債額の確定		3.	起債額の確定	Ē		3.	起債額の確定		3. 走	己債額の確定
億円	4.	交付金の決定		4.	交付金の決定	Ē		4.	交付金の決定		4. 3	を付金の決定
<u>, </u>	5.	税収見込みの変更		5.	税収見込みの	変更		5.	税収見込みの変更		5. 秒	紀収見込みの変更
	6.	その他		6.	その他			6.	その他		6. ₹	その他
	具体	本的に		具体	x的に			具体	的に		具体的	בוכ
			J							J		

問14	住民の二	ーズはど	のようア	な窓口を	を通じて	.予算に	こ反映さ	れますか。	
	最も重要	と思われる	るものを	をお選び	べくださ	(1). I	〔1つだ	ナロ〕	

具体的に

- 1. 首長が直接 2. 各施策担当部門
- 3. 広報·公聴担当部門
- 4. 各種審議会

- 5. 議会
- 6. その他

問15	この場合誰が	(あるいは、	どのような形で)	働きかけますか。	〔2つまで0〕

- 1. 議員あるいは政党(国会議員を含む)
- 2. 首長の後援会
- 3. 各種業界団体

- 4. 住民運動団体
- 5. 有力者
 - 6. 利害関係者個人
- 7. マスコミ

- 8. その他
- 具体的に

問16 最近5年間に首長交代によって財政担当部門の権限に変化がありましたか。〔1つだけ〇〕

- 1. 首長交代はない 2. 財政担当部門の権限が強まった
- 3. 財政担当部門の権限が弱まった

- 4. あまり変わらない
- 5. その他

具体的に

首長が影響力を発揮する場合は、種々あると考えられますが、最も影響力を発揮する 問17 場合を強いてあげれば、次のどの段階ですか。〔1つだけ〇〕

- 1. 中長期計画策定の段階
- 2. 予算編成方針策定の段階 3. 各担当部門の要求段階

- 4. 財政担当部門の査定段階
 - 5. 復活折衝の段階 6. その他

具体的に	

目的別分類の民生費について П

問18 貴団体では、法定基準への上乗せを行ったり、国の施策にはない独自の福祉施策を 行っていますか。〔1つだけO〕

- □⇒ П19へお進みください 1. 行っている
- 2. 行っていない ⇒ 問26へお進みください

問18で「1. 行っている」を選択された方にお聞きします

問19 それらの上乗せや独自の施策の内容や金額などについて金額規模の大きいものを選び、 下の表にご記入ください。なお、他団体で採用例があるため導入したものは、右端の欄に〇をご記入ください。

	施策名	上乗せ基準または独自の基準	平成24年度予算の当該施策予算額	〇欄
1			百万円	
2			百万円	
3			百万円	
4			百万円	
(5)			百万円	

問18で「1. 行っている」を選択された方にお聞きします

問20 上乗せや独自に行っている施策の導入時の主たる発案者は誰でしたか。 〔1つだけ〇〕

具体的に

- 1. 首長 2. 首長のブレーン
- 3. 企画担当部門
- 4. 各施策担当部門
- 5. 議会

- 6. 審議会
- 7. 住民 8. その他

問	187	ŧГ	1 .	行っ	TL	\ る i	を選	尺され	h. <i>t</i> -	方は	こお	間き	します	₫÷

これらの上乗せや独自の施策に必要な総予算額は、平成24年度予算の民生費において 問21 どの程度の比率を占めていますか。〔1つだけ〇〕

- 1.5%未満
- 2. 5%以上10%未満
- 3. 10%以上15%未満

- 4. 15%以上20%未満
- 5. 20%以上

問18で「1. 行っている」を選択された方にお聞きします

問22 これらの上乗せや独自の施策の導入あるいは拡充の時には、財源としてどのようなものを振り向けてきましたが。金額の大きい方と、小さい方をそれぞれお答えください。 〔金額の大小別に各1つずつ〇〕

	大きい方	小さい方
税の自然増収	1	1
起債	2	2
超過課税あるいは新税の創設	3	3
収益事業(競馬、競輪等)の収入	4	4
手数料、使用料等の引き上げ	5	5
民生費以外の経費の合理化	6	6
その他	7	7

問18で「1. 行っている」を選択された方にお聞きします

問23	これらの上乗せや独自の施策に必要な総予算額は、平成23年度予算と比べて
	増加しましたか。それとも減少しましたか。〔1つだけ〇〕

- 1. 増加した □ 間24へお進みください
- 2. 減少した □⇒ П25へお進みください
- 3. 変わらない ⇒ | 問26へお進みください

問23で「1. 増加した」を選択された方にお聞きします

<u>問24 どのような要因で増えましたか。〔1つだけ〇〕</u>

- 1. 主として対象者数の増加や物価上昇による当然の増加
- 2. 主として新規施策による増加
- 3. 当然の増加と新規施策による増加が同程度
 - 4. その他

具体的に

問23で「2.減少した」を選択された方にお聞きします

<u>問25 どのような要因で減少したのですか。〔1つだけ〇〕</u>

- 1. 主として対象者数の減少や物価下落による減少
- 2. 主として政策的削減による減少
- 3. 対象者数の減少による政策的削減による減少が同程度
- 具体的に 4. その他

問26

(国に基準等の改善を 近年の財政危機を契機に福祉見直し論が見受けられますが、 要求する以外に)貴団体ではどのようなことをお考えですか。〔1つだけ〇〕

- 1. 他の経費の増加を抑制しても、計画通り福祉の充実を推進する
- □ 問27へお進みください
- 2. 支出水準を下げないように、なんとか増収をはかる
- □⇒ 問28へお進みください
- 3. 個別福祉施策の見直し等を行って、福祉関係支出の増加を抑える □→ 問29へお進みください

問26で「1. 他の経費の増加を抑制しても、計画通り福祉の充実を推進する」を選択された方にお聞きします

福祉充実のために他の経費の増加を抑制するとすれば、主としてどの経費の 増加を抑制しますか。〔2つまで〇〕

- 1. 人件費
- 2. 物件費
- 3. 普通建設事業費のうち補助事業費
- 4. 普通建設事情費のうち単独事業費
- 5. 補助費等

- 6. その他
- 具体的に

問26で「2.支出水準を下げないように、なんとか増収をはかる」を選択された方にお聞きします

問28 増収をはかるとすれば、どのようなことをお考えですか。〔2つまで〇〕

- 1. 税の徴収効率を高める
- 2. 超過課税や新税の創設
- 3. 手数料、使用料等の引き上げ

- 4. 地方債を増発する
- 5. 収益事業 (競馬、競輪等) の収入を増やす

6. その他

具体的に

問26で「3.個別福祉施策の見直し等を行って、福祉関係支出の増加を抑える」を選択された方にお聞きします

問29 福祉関係支出を抑制する場合、どのような基準で、どのような経費から抑制しますか。 〔2つまで0〕

- 1. 国の基準に上乗せしているもの
- 2. 独自に行っているもの
- 3. 金額の大きいもの

- 4. 対象者数が減少したもの
- 5. ボランティア活動、地域福祉活動等に肩替りできるもの

具体的に

- 6. 後年度の負担の増加が考えられるもの
- - 7. その他

Ⅲ 性質別分類の建設事業費について

(「建設事業費」は、災害復旧事業費、失業対策事業費を除いた「普通建設事業費」でお考えください。)

問30 建設事業費が財政担当部門の原案になるまでのパターンは、どのようなものでしょうか。 〔1つだけ〇〕

※なお、ここでいう「枠」とは、財政担当部門が建設事業費の規模について予算編成方針作成の 段階で予め持っている見通しのことを意味します。

- 1. 各施策担当部門に枠的な制限を課さず、要求を提出させ、財政担当部門の持つ枠をもとに査定する
- 2. 枠をもとに要求限度を定めて提示し、各施策担当部門から要求をこの枠をもとにして査定する
- 3. 枠を各施策担当部門に提示しその範囲内で要求をまとめさせる
- 4. 特に枠を持たず、要求の内容により査定を行う
- 5. 特に単年度の枠はなく、中長期計画に基づく実施計画により査定を行う

6. その他 | 具体的に

□ 問34へお進みください

□ 問31へお進みください

問30で「1」~「3」を選択された方にお聞きします

<u>問31 「枠」は、</u>どのような区分で設定されるのですか。〔2つまでO〕

- 1. 区分はない
- 2. 各施策担当部門別
- 3. 目的事業別
- 4. 補助事業、単独事業別

- 5. 継続事業、新規事業別
- 6. その他

問30で「1」~「3」を選択された方にお聞きします

問32 建設事業費の総枠は、主としてどのような考え方できまりますか。補助事業、単独事業に 分けてお答えください。〔各1つだけ〇〕

具体的に

【① 補助事業費】

- 1. 補助金の見通しから決定される
- 2. 補助事業費の前年度実績と歳入見込み伸び率を考慮して決定される
- 3. 補助事業費の前年度実績と物価上昇率を考慮して決定される
- 4. 補助事業費の前年度実績そのままを総枠とする

5. その他

【② 単独事業費】

- 1. 歳入見込みから単独事業費以外の経費を先取りして決定される
- 2. 単独事業費の前年度実績と歳入見込み伸び率を考慮して決定される
- 3. 単独事業費の前年度実績と物価上昇率を考慮して決定される
- 4. 単独事業費の前年度実績そのままを総枠とする
- 具体的に

問30で	Г1ј	~	[3]	を選択された方にお聞きします
------	-----	---	-----	----------------

問33 「枠」の決定に実質的な影響を与える主体は、財政担当部門を除いて、次の中のどれですか。 〔2つまで〇〕

1. 首長

5. その他

- 2. 企画担当部門
- 3. 各施策担当部門
- 4. 審議会

- 5. 国あるいは都道府県
- 6. その他

問34 財政担当部門が建設事業費の査定を行う場合、考慮する要因は種々にあると考えられますが、 下記のような事項それぞれについて、考慮する度合をお答えください。〔各1つだけ〇〕

	十分考慮する	考慮する	考慮しない
①首長の政策	1	2	3
②中長期計画	1	2	3
③国あるいは都道府県の方針	1	2	3
④起債許可の可能性	1	2	3
⑤補助金獲得の可能性	1	2	3
⑥施設の整備水準(近隣自治体との比較等)	1	2	3
⑦施設の整備水準(全国平均との比較)	1	2	3
⑧地域の生活環境向上への貢献度	1	2	3
⑨地域経済の景気対策	1	2	3
⑩長期的な観点からの地域経済への貢献度	1	2	3
①継続事業であること	1	2	3
⑫前年度の事業量	1	2	3
③事業間のバランス	1	2	3
⑭各施設担当部門間のバランス	1	2	3
⑤その他 具体的に	1	2	3

問35 建設事業費の一部が財政担当部門の原案段階で未確定であり、その決定を首長等が 行う場合があると考えられますが、それは次の中のどのような場合ですか。〔1つだけ〇〕

- 1. 当初から建設事業費の一部について、決定権が首長等に委ねられている場合!
- 2. 財政担当部門において決めかねる事項について首長等の判断を仰ぐ場合

┆ ━⇒ (問36へお進みください

- 3. 「1」と「2」の両方の場合
- 4. 「1」および「2」のようなことはない

 □⇒ 問37へお進みください

問35で「1」~「3」を選択された方にお聞きします

問36 この場合の予算額が、建設事業費の総枠に占める割合はどの程度ですか。〔1つだけ〇〕

- 1. 10%未満
- 2. 10%以上20%未満
- 3. 20%以上50%未満
- 4.50%以上

問37 建設事業費の査定において、補助対象事業に補助金がつくかつかないかの見込みは、 どのような影響を与えますか。〔1つだけ〇〕

- 1. 全体について事業内容の重要度で決めているので、補助対象事業に補助金がつくかつかないかの見込みは査定に影響を与えない
- 2. 主として事業内容で決められるが、補助対象事業に補助金がつくかつかないかの見込みも査定に影響を与える
- 3. 事業内容よりも補助対象事業に補助金がつくかつかないかの見込みが、査定にかなり影響を与える
- 4. その他

問38 建設事業の財源として地方債の発行は、どのようなパターンでなされていますか。 〔1つだけ〇〕

- 1. 起債許可の可能性があるものは、すべて起債事業とする方針であり、ほぼ希望どおり地方債を発行している
- 2. 「1」と同様の方針を持っているが、種々の制約から実際の発行額は希望どおりとはなっていない
- 3. できるだけ地方債を発行しない方針である

具体的に

4. 明確な方針はない

5. その他

IV 性質別分類の人件費および物件費について

問39	給与の改訂に影響を与えていると考えられる要因について、下記の中から平成23年度の
	場合に重視されたものを選んでください。〔2つまで〇〕
	※なお、人事委員会がある団体では、その勧告の実施に影響を与えたと考えられる
	要因を選んでください。

4	-	7	1 =	ᄱ	ᄯ	4
- 1	. 14	10),	人事	IJ Ţ.	伊刀	

- 2. 国あるいは都道府県の指導
- 3. 当該地域の民間給与水準

4. 他の自治体の給与水準

具体的に

具体的に

- 5. 収益事業 (競馬、競輪等) の収入動向
- 6. 税収の動向

7	その他
/ .	

問40 給与の改訂に実質的な影響を与える主体は、次のうちどれですか。〔2つまで〇〕 ※なお、人事委員会がある団体では、その勧告の実施に影響を与えたと考えられる 要因を選んでください。

- 1. 首長
- 2. 議会
- 3. 財政担当部門
- 4. 人事担当部門
- 5. 労働組合

6. その他

1. 非常に高い	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
2. やや高い]
3. 同じである	➡ 問44へお進みください
4. やや低い	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
5. 非常に低い	

問41で「1. 非常に高い」または「2. やや高い」を選択された方にお聞きします

問42 職種構成や年齢構成などの特殊要因を除いて、高い理由は何ですか。〔1つだけ〇〕

1. 財源に余裕があるため

- 2. 収益事業(競馬・競輪等)の収入が多いため
- 3. 必要人員を確保するため
- 4. 優秀な人材を確保するため
- 5. 当該地域の民間給与水準が高いため 6. その他
- 具体的に 6. その他

問41で「4. やや低い」または「5. 非常に低い」を選択された方にお聞きします

問43 職種構成や年齢構成などの特殊要因を除いて低い理由は何ですか。〔1つだけ〇〕

- 1. 財源に余裕がないため
- 2. 当該地域の民間給与水準が低いため

3	Z	の·	441
J	て	<i>U</i>)	맨

具体的に

<u>問44 貴団体の職員数は、最近どのような傾向を示していま</u>すか。〔1つだけ〇〕

- 1. 全部門とも増加している
- 2. 減少している部門もあるが、全体としては増加している
- 3. 全部門とも変化していない
- 4. 増加している部門もあるが、全体としては変化していない

5. 減少している

問45 職員の増加に影響を与えていると考えられる下記の要因について、あなたが重要であると お考えになるものはなんですか。〔3つまで〇〕

- 1. 生活環境の安全に対する住民の要求(警察・消防など)
- 2. 生活環境の向上に対する住民の要求(緑化・公害防止など)
- 3. 児童、生徒、学生などの増加に伴う教員の増加 4. 人口増加に伴う全般的な業務量の増加
- 5. 全般的な業務内容専門化、複雑化
- 7. 国の福祉等の制度変更に伴う増加

- 6. 独自の福祉政策の拡充
- 8. 国あるいは都道府県の指示
- 9. 増加していない 10. その他

問46	職員の減少に影響を与えていると考えられる下記の要因について、	あなたが重要であると
	お考えになるものはなんですか、〔3つきで○〕	

具体的に

- 1. 事務の合理化、省力化
- 2. 職員の教育訓練の徹底
- 3. 職員の適正配置

- 4. 現業部門の民間委託
- 5. 新規・中途採用の抑制

具体的に

6. (高齢者の)退職奨励

- 7. 減少していない
- 8. その他

問47 一般行政職職員の増減を決定する際に、実質的な影響を与える主体は、次のうちの どれですか。〔重要度別に各1つずつ〇〕

	最も重要	2番目に重要	3番目に重要
首長	1	1	1
財政担当部門	2	2	2
人事担当部門	3	3	3
企画担当部門	4	4	4
各施策担当部門	5	5	5
議会	6	6	6
審議会	7	7	7
労働組合	8	8	8
国あるいは都道府県	9	9	9
その他	10	10	10

問48 財源に余裕のない場合、人件費の決定にあたってどのような措置をとりますか。 〔1つだけ〇〕

- 1. 給与水準を下げないように、職員配置などの合理化を行う
- 2. 職員は削減せず、給与水準の見直しを行う
- 3. 給与改訂の実施時期を遅らせる等の予算措置を講ずる
- 4. 「1」~「3」のようなことは行わない

問49 貴団体の物件費の決定方式は、次のうちのどれに該当しますか。〔1つだけ〇〕

- 1. 物件費全体を前年度予算額と標準的単価上昇率から決める
- 2. 同一の単価上昇率を用いることができる費目についてはグループ化して、物件費のグループ別金額を決める
- 3. 標準単価と数量から個別に積み上げる
- 4. 予算の規模に大枠があるため、物件費も他の経費とのバランスで決める
- 5. 物件費全体を前年度予算額と同額にする

6.	その他	具体的に

V 予算編成方式の変化について

問50 税収の伸びが順調であった昭和60年代と、経済環境の変化で税収の伸びが鈍った 最近年次では、予算編成方式に変化がありますか。〔1つだけ〇〕

1. 大いにある 2. 若干ある	問51へお進みください
3. まったくない ⇒	問52へお進みください

問50で「1. 大いにある」または「2. 若干ある」を選択された方にお聞きします

問51 具体的にどのような変化がありましたか。〔2つまで〇〕

- 1. 予算編成にあたって首長の影響力が大きくなった
- 2. 予算編成にあたって、事務当局の意見が重視されるようになった
- 3. 既定経費の見直しが、本格的に行われるようになってきた
- 4. 中長期計画がより重視されるようになった
- 5. 中長期財政計画、費用便益分析など新しい方式が導入されるようになった

		具体的に
6.	その他	

問52 従来、税収の伸びが順調な時には、予算編成に当たってどのような経費を優先的に (政策的に) 増やしてきましたか。〔重要度別に各1つずつ〇〕

	最も重要	2番目に重要	3番目に重要
老人福祉	1	1	1
社会福祉	2	2	2
児童福祉	3	3	3
生活保護	4	4	4
生活環境	5	5	5
産業基盤	6	6	6
住宅関連	7	7	7
教育	8	8	8
その他 具体的に	9	9	9

問53 最近の地方財政危機に対して、考えられる財源対策はどれですか。 〔重要度別に各1つずつ〇〕

	最も重要	2番目に重要	3番目に重要	4番目に重要
歳出を抑えるべく既定経費の洗い直しを行う	1	1	1	1
歳出を抑えるべく新規施策はできるだけ行わない	2	2	2	2
歳入を増やすべく超過課税や新税の創設を行う	3	3	3	3
歳入を増やすべく手数料や使用料の引き上げを行う	4	4	4	4

問54 今後、仮に歳出の見直しが行われるとすれば、どのような経費が対象となりますか。 〔2つまで〇〕

1.	人件費	2.	扶助費	3	建設事業費	4.	物件費
5.	補助費等	6.	その他	具体的に			

ご回答いただきありがとうございました。返信封筒または、FAXにてご返送ください。

問1 予算編成と中長期計画との関連										
	件	中長期計	予れガ 算、イ 編計ド	そ示実 れさ施 にれ計	その他	無				
		計 画 は	成数ラ 時的イ になン	基、画がい策計		□				
	数	ない	決もが定の示はさ	て経数 決費的 定はに		答				
合 計	38 100. 0	2 5. 3	30	2	4 10. 5	-				
間3① 財政担当部門の職員数										
	件	1 0 人	1 1 5	1 6 5	2 1 5	2 6 5	3 1 人	無	平	実
		八 以 下	1 5	2 0	2 5	3	以上	口		数
	数		人	人	人	人		答	均	合
A 41			0	10	1.4	-	_	台	12)	計·
合 計	38 100. 0	1 2. 6	3 7. 9	10 26. 3	14 36. 8	5 13. 2	5 13. 2	_	23. 3	884 100. 0
問3② 企画担当部門の職員数							-			
	件	1 0 人	1 1 5	1 6 5	2 1 5	2 6 5	3 1 人	無	平	実
		以 下	1 5	2 0	2 5	3	以上	回		数
	Net.		人	人	人	人				合
	数							答	均	#
合 計	38 100. 0	4 10. 5	9 23. 7	8 21. 1	7 18. 4	1 2. 6	5 13. 2	10. 5		766 100. 0
問4 各担当部門要求の前段階での予算全体の見通し		14) d= 15	7					
	件	持 っ て	て そ え の み 通 積 や	よ 収 前 て 伸 度	その他	無				
		いな	しみ歳 を上出	見び予通悩算	lie.	回				
	数	V	作げの るにお よっよ	しみ規 を等 作 と 税		答				
승 計	38 100. 0	2 5. 3	27	6 15.8	3 7. 9					

<u>問 5</u>	各担当部門の予算要求前に示すもの											
		件	財 政 環 境	の指示、	中長期計	領各経費ご	予算編成	当該年度	要 求 限 度	標準単価	その他	無
				指は 導都 事道	画 と の	と の 要	の 日 程	の重点				□
		数		項 <i>府</i> 県	関 連	求 要		施 策				答
合	計	38	30	12	26	33	32	23	34	35	1	
I		100.0	78. 9	31. 6	68. 4	86.8	84. 2	60. 5	89. 5	92. 1	2.6	

問6 各担当部門の要求に対する上限提示の仕方 提示し で上 律に は限 無 なは 提 い示 な 示す す が、 数 答 律 20 13

問7 原案作成段階で意識される経緯区分

时									
	64	経経	既	費目	費性	所	事	政区	Aust
	件	費常	定	的	質	管	業	策分	無
		的	経	別	的	別	別	ごを	
		経	費	分	分	経	経	と設	
		費	と	類	類	費	費	にけ	口
		と	新	に	に			考ず	
		臨	規	よ	よ			え、	
	数	時	経	る	る			る個	答
		的	費	経	経			別	
合 計	38	18	21	1	7	3	10	4	
	100.0	47.4	55. 3	2.6	18. 4	7. 9	26. 3	10. 5	_

34.2

52.6

13.2

100.0

問8 復活折衝、首長査定の段階での予算の変化の有無 あ内 件 る容に あ模 とん 無 る んど変化が お V 容 、て変化 数 変 な 答 が V١ 23 合 計 100.0 60.5 10.5 21.1

問9 復活折衝、首長査定の段階での予算の変化の要因 問8 復活折衝、首長査定の段階での予算の変化の有無…規模、内容とも変化がある、内容において変化がある

Inj O	及山州南、日民重定の秋阳での「弁の及旧の日流 が茂、口谷と 0次		2-11 (- 40) C	10 m 62 m			
		件	首長の	向各 施 策	議員の	その他	無
			意向	担 当 部	意 向		□
		数		門の意			答
合	計	27 100. 0	21 77. 8	2	_	4 14. 8	_

問10① 予	算編成段階の議会筋への事前調整/与党	に対してに	す			
		件	詳細に、	み する	しない	無
			する	項 に つ		□
		数		いての		答
合 計		38 100. 0	2 5. 3	21 55. 3	13 34. 2	2 5. 3

問10②	予算編成段階の議会筋への事前調整/野党は	こ対してい	は			
		件	詳細に	み 主 要 る 事	しない	無
			する	項 に つ		回
		数		い て の		答
合 計		38 100. 0	2 5. 3	18 47. 4	16 42. 1	2 5. 3

問11 予算審議の方式						
	件	議予 す算	議常 す任	の一 併括	その	無
		る委 員	る委 員	用審議	他	
		会 で	会で	と 個		□
	数	括字	個 別	別 審 議		答
<u></u> 수 화	38	審 7	審 16	· 戒	1	
1 1	100.0		42. 1	36.8	2.6	-

問12 歳入・歳出予算案の修正または否決										
MATE MAN MAINTENANCE OF MAN	件	0 回	1	4	8 回	無				
			3 回	7 □	以 上	回				
	数					答				
合 計	38 100. 0	29 76. 3	9 23. 7	-	-	_				
問14 住民のニーズの反映窓口		V.	-	<u> </u>	-	-346		,		
	件	首 長 が	各 施 策	広報・	各 種 審	議会	そ の 他	無		
		直 接	担 当	公聴	審議会		,_	口		
	数		部 門	担当部				答		
合 計	38	1	23	門	1	4	7	台		
	100. 0	1		1	1	4	1	1		
L	100.0	2.6	60. 5	2.6	2.6	10. 5	18. 4	2.6		
問15 ニーズ反映の際、誰が働きかけるか	100.0								7.	
問15 ニーズ反映の際、誰が働きかけるか	件	議員	首長	各	住民		利害	マス	そ の 他	無
問15 ニーズ反映の際、誰が働きかけるか		議員あるい	首長の後援	各種業界団	住民運動団	10. 5 有 力 者	利害関係	7	そ の 他	無回
問15 ニーズ反映の際、誰が働きかけるか	件	議員あるいは政	首長の	各	住民		利害	マスコ		回
	件数	議員あるいは政党	首長の後援	各種業界団体	住民運動団体	有力者	利害関係者個人	マスコミ	他	回答
問15 ニーズ反映の際、誰が働きかけるか 合 計	件	議員あるいは政	首長の後援	各種業界団	住民運動団	有力者	利害関係者個	マスコミ		回
	件 数 38	議員あるいは政党 15 39.5	首長の後援会-	各種業界団体 13 34.2	住民運動団体 2 5.3	有 力 者 1 2.6	利害関係者個人	マスコミ	也 16	回答
合 計	件 数 38	議員あるいは政党 15 39.5	首長の後援会 財政	各種業界団体 13 34.2	住民運動団体 2 5.3	有 力者 1 2.6	利害関係者個人	マスコミ	也 16	回答
合 計	件 数 38 100.0	議員あるいは政党 15 39.5	首長の後援会が強まっず最の後援会	各種業界団体 13 34.2 が弱まっ	住民運動団体 2.3 あまり	有 力 者 1 2.6	利害関係者個人 4.5 無	マスコミ	也 16	回答
合 計	件 数 38 100.0	議員あるいは政党 15 39.5	首長の後援会が強まった財政担当部門の	各種業界団体 13 34.2 財政担当部門の	住民運動団体 2.3 あまり変わらな	有 力者 1 2.6	利害関係者個人 10.5 無 回	マスコミ	也 16	回答
合 計	件 数 38 100.0	議員あるいは政党 39.5 首長交代はな	首長の後援会が強まった財政担当部門	各種業界団体 13 34.2 が弱まった が弱まった	住民運動団体 2.3 あまり変わら	有力者 1 2.6	利害関係者個人 4.5 無	マスコミ	也 16	回答

間17 首長が最も影響力を発揮する段階

	件	階中 長	段予 階算	階各 担	段財 階政	復 活	その	無
		期計	編成	当部	担当	折衝	他	
		画策	方針	門の	部門	の段		回
	数	定の	策定	要求	の査	階		答
	奴	段	た の	段	定			台
合 計	38	3	2	3	4	9	16	1
	100.0	7.9	5. 3	7.9	10.5	23. 7	42. 1	2.6

問18 民生費の上乗せや独自の福祉施策の実施

DIO 以上其の上木と、独自の抽地地水の天地				
	件	行って	行って	無
		いる	い な い	□
	数			答
合 計	38 100. 0	38 100. 0	I	_

問20 独自の施策導入時の主たる発案者

問18 民生費の上乗せや独自の福祉施策の実施…行っている

	件数	首長	首長のブレーン	企画担当部門	各施策担当部門	審 議 会	住民	その他	無回答
合 計	38	9			16			11	2
	100.0	23.7	I	-	42. 1		_	28.9	5. 3

問21 独自の施策に必要な総予算額の民生費における比率 問18 民生費の上乗せや独自の福祉施策の実施…行っている

	件数	5 % 未 満	5%以上10%未満	満 0 % 以上 1 5 % 未	満 15%以上20%未	2 0 % 以 上	無回答
合 計	38 100. 0	23 60. 5	9 23. 7	2 5. 3	1 2. 6	1 2. 6	2 5. 3

間22 独自の施策導入時の財源/金額の大きい方

問18 民生費の上乗せや独自の福祉施策の実施…行っている

	件数	税の自然増収	起債	税の創設超過課税あるいは新	輪等)の収入 収益事業 (競馬・競	引き上げ 明料等の	合理化民生費以外の経費の	その他	無回答
合 計	38	1		1			12	16	8
	100.0	2.6	_	2.6	_	-	31.6	42. 1	21.1

問22 独自の施策導入時の財源/金額の小さい方 問18 民生費の上乗せや独自の福祉施策の実施…行っている

HITO DESCRIPTION AND PROPERTY OF THE PROPERTY	件	税の自然増収	起債	税の創設超過課税あるい	輪等)の収入収益事業(競馬	引き上げ手数料・使用料	合理化民生費以外の経	そ の 他	無回
	数			は 新	· 競	等 の	費の		答
合 計	38	3	3	2	2	2	6	8	12
	100.0	7.9	7. 9	5.3	5.3	5. 3	15.8	21. 1	31.6

問23 平成23年度と比較した施策の総予算額の増減

問18 民生費の上乗せや独自の福祉施策の実施…行っている

	件	増加した	減少した	変わらか	無
		た	た	ない	回
	数				答
合 計	38 100. 0	24 63. 2	8 21. 1	4 10. 5	2 5. 3

問24 独自の施策の総予算額の増加要因

問18 民生費の上乗せや独自の福祉施策の実施…行っている

問23 平成23年度と比較した施策の総予算額の増減…増加した

	件	る増主 当加と 然やし	主とし	度策当 に然 よの	その他	無
		の物て 増価対 加上象	加 て 新 規	る増 増加 加と		回
	数	昇者 に数 よの	施 策 に	が新 同規 程施		答
合 計	24 100. 0	15 62. 5	6 25. 0	2 8. 3	1 4. 2	_

問25 独自の施策の総予算額の減少要因

問18 民生費の上乗せや独自の福祉施策の実施…行っている

問23 平成23年度と比較した施策の総予算額の増減…減少した

	件	減として	に よとして	が策対 同的象 程削者	そ の 他	無
		よる 減 多	減 少 策:	度減数に減います。		回
	数	少者 数 の	的 削 減	る少 減と 少政		答
合 計	8 100. 0	4 50. 0	2 25. 0	ı	2 25. 0	-

明96 財政会嫌な切嫌に豊田休が考える短れの目直1

<u> 同20 </u>	/				
	件	福制他 祉しの のて経	収よ支 をう出 はに水	加し個 を別 抑行福	無
		充も費 実 を計増	か、準 るなを ん下	えい祉 る 支策	回
	数	推画加 進通を り抑	とげ かな 増い	出の の見 増直	答
合 計	38	7	1	21	9
	100.0	18. 4	2. 6	55. 3	23. 7

問27 福祉の充実のために抑制する経費 問26 財政危機を契機に貴団体が考える福祉の見直し…他の経費の増加を抑制しても、計画通り福祉の充実を推進

	件数	人件費	物件費	ち補助事業費のう	ち単独事業費のう	補助費等	そ の 他	無回答
合 計	7	3	1		1		3	
	100.0	42.9	14. 3	-	14. 3	_	42. 9	_

問28 考えられる増収方法 間26 財政危機を契機に貴団体が考える福祉の見直し…支出水準を下げないように、なんとか増収をはかる

101 2 0 751 557	と成と大阪に負団件が ラんり田位り元直し	入田が平と「りない	S / N= \ 13	10 C 10 Park	C 1910 0					
				る税	設超	引手	地	す輪収	そ	
			件	の	過	き数	方	等益	の	無
				徴	課	上料	債	・事	他	
				収	税	げ	を	の業		
				効	P	使	増	収へ		口
				率	新	用	発	入競		
				を	税	料	す	を馬		
			数	高	の	等	る	増 •		答
				め	創	の		や競		
合 計			1	1		1				
			100.0	100.0	_	100.0	_	_	_'	_

問29 福祉関係支出を抑制する基準

問26 財政危機を契機に貴団体が考える福祉の見直し、個別福祉施策の見直しを行い、支出の増加を抑える

同20 財政危機を実機に負団体が考える憧世の見直し…個別憧世旭東の見	百つるりない	又田 の	ほどはひ						
		て国	の独	金	も対	替地ボ	が後	そ	
	件	いの	自	額	の象	り域ラ	考年	の	無
		る基	に	の	者	で福ン	え度	他	
		も準	行	大	数	き祉テ	らの		
		のに	つ	き	が	る活イ	れ負		口
		上	て	٧١	減	も動ア	る担		
		乗	V	ŧ	少	の等活	もの		
	数	せ	る	の	し	に動	の増		答
		し	ŧ		た	肩、	加		
合 計	21	6	5	1	6	6	2	7	
	100.0	28.6	23.8	4.8	28.6	28. 6	9.5	33. 3	_

問30 建設重業費が原案にかるまでのパターン

<u>同30</u> 建設事業賃が原業になるまじのバターン								
	件	も担制と当限	れを枠 を定を	ま枠 との	内枠 容を	を実単 行施年	その	無
	117	に部を	もめも	め範	に持	う計度	他	7111
		査門課 定のさ	とてと に提に	さ囲 せ内	よた りず	画の に枠		回
		す持ず	查示要	るで	查、	よは		
	数	るつ ` 枠財	定し求、限	要 求	定要 求	りな 査く		答
		を政	そ度	を	の	定 `		
合計	38	_	14		3		4	
	100.0	2.6	36.8	42.1	7. 9	_	10. 5	-

問31 「枠」の区分の設定

間30 建設事業費が原案になるまでのパターン…財政担当部門の持つ枠、枠をもとに定める、枠の範囲内

間のの 定数事業員が 赤米になるまでの ク マ バスに当時 1つれっ 日く	11 6 0 6 1 - 7	> W\ 11 ·->	40001 A					
	件	区分は	各施策	目的事	別補 助 事	別継 続 事	そ の 他	無
		な い	担 当 部	業 別	業、単	業新		□
	数		別		独 事 業	規 事 業		答
合 計	31	3	10	1	18	1	3	1
	100.0	9.7	32. 3	3. 2	58. 1	3. 2	9.7	3. 2

問32① 建設事業費の総枠はどのような考え方で決まるか/補助事業費 問30 建設事業費が原案になるまでのパターン…財政担当部門の持つ枠、枠をもとに定める、枠の範囲内

		決補	び実補	考実補	と実補	そ	
	件	定助	率績助	慮績助	す績助	の	無
		金	をと事	しと事	るそ事	他	
		の	考歳業	て物業	の業		
		見	慮入費	決価費	ま費		口
		通	し見の	定上の	まの		
		L	て込前	昇前	を前		
	数	カュ	決み年	率年	総年		答
		6	定伸度	を度	枠度		
습 計	31	13	2			16	
	100.0	41.9	6.5	-	-	51. 6	-

問32② 建設事業費の総枠はどのような考え方で決まるか/単独事業費 問30 建設事業費が原案になるまでのパターン…財政担当部門の持つ枠、枠をもとに定める、枠の範囲内

	件	先事歳 取業入	び実単 率績独	考実単 慮績独	と実単 す績独	その	無
		り費見	をと事	しと事	るそ事	他	
		し以込 て外み	考歳業 慮入費	て物業 決価費	の業 ま費		回
		決のか	心見の	定上の	まの		
	Net	定経ら	て込前	昇前	を前		
	数	費単 を独	決み年 定伸度	率年 を度	総年 枠度		答
습 計	31		7		2	22	
	100.0	-	22. 6	_	6. 5	71.0	_

問33 「枠」の決定に実質的な影響を与える主体 問30 建設事業費が原案になるまでのパターン…財政担当部門の持つ枠、枠をもとに定める、枠の範囲内

H] O U	建設事業負別原業になるまでのバターン・・・別以担目部門の持つ件、作	4-5 D C 10-11	ニックの、作り	車位[21] [1]					
		件	首長	企画担当	各施策担	審議会	国あるい	その他	無
		数		部門	当部門		は都道府県		回答
合	計	31	22	1	2		12	3	
		100.0	71.0	3. 2	6.5	-	38. 7	9.7	_

問34① 建設事業費を老庸する要因/首長の施策

同じまし 建設事業員とう思うも安凶/自民が起来					
	件	十分考	あ る 程	ほとん	無
		慮 す る	程度考慮	ど考慮	口
	数		する	し な い	答
습 計	38 100. 0			_	6 15. 8

問34② 建設事業費を考慮する要因/中長期計画

	件	十分考慮する	ある程度考慮する	ほとんど考慮しな	無回
	数		る	ない	答
合 카	38	24	6	1	7
	100.0	63. 2	15. 8	2.6	18. 4

問34③ 建設事業費を考慮する要因/国あるいは都道	道府県のプ				
	件	十分	ある恕	ほ と ん	無
		分考慮する	る程度考慮する	んど考慮	□
		3	慮す	し	
	数			ない	答
合 計	38 100. 0	24 63. 2	6 15. 8	1 2. 6	7 18. 4
問34④ 建設事業費を考慮する要因/起債許可の可能	10000000000000000000000000000000000000		.L).T	
	件	十分考慮する	あ る 程	ほとん	無
		慮す	る程度考慮する	んど考慮	口
	W.	る	慮する	L	hoho
A 2	数	20		ない	答
合 計	38 100. 0	20 52. 6	9 23. 7	2 5. 3	7 18. 4
問34⑤ 建設事業費を考慮する要因/補助金獲得の同	可能性		J-		
問34⑤ 建設事業費を考慮する要因/補助金獲得の可	可能性 件	十分老	あ る 程	ほと	無
問34⑤ 建設事業費を考慮する要因/補助金獲得の下		十分考慮す	ある程度考	ほと	
問34⑤ 建設事業費を考慮する要因/補助金獲得の下	件	十分考慮する	程度考慮す	ほとんど考慮し	無回
	件数		程度考慮する	ほとんど考慮しない	無
問34⑤ 建設事業費を考慮する要因/補助金獲得の可含 計	件	十分考慮する 23 60.5	程度考慮す	ほとんど考慮しな	無 回 答
	件 数 38 100.0	23 60.5 自治体と	程度考慮する 8 21.1	ほとんど考慮しない 1 2.6	無 回 答
合 計	件 数 38 100.0	23 60.5 自治体と +	程度考慮する 8 21.1 の比あ	ほとんど考慮しない 2.6	無 回 答 6
合 計	件 数 38 100.0	23 60.5 自治体と +	程度考慮する 8 21.1 の比あ	ほとんど考慮しない 16とん	無 回 答 6 15.8
合 計	件 数 38 100.0 生(近隣) 件	23 60.5 自治体と	程度考慮する 8 21.1 の比あ	ほとんど考慮しない 2. ほとんど考慮し	無 回 答 6 15.8
· 合 計	件 数 38 100.0	23 60.5 自治体と +	程度考慮する 8 21.1	ほとんど考慮しない 2.6 ほとんど考慮	無 回 答 15.8

問34⑦ 建設事業費を考慮する要因/施設の整備水道	生 (全国)		比較)		
	件	十分	ある。	ほ と ん	無
		分考慮す	程度考慮	んど考慮	回
		Ś	す	l	
	数		<u>گ</u>	な い	答
合 計	38 100. 0	13 34. 2	16 42. 1	2 5. 3	7 18. 4
問34⑧ 建設事業費を考慮する要因/地域の生活環境	竟向上への		1.		
	件	十分老	ある程	ほとん	無
		分考慮す	度考	ど 考	回
	144	る	慮する	慮し	laka
	数	0.1		な い	答
合 計	38 100. 0	24 63. 2	8 21. 1	-	6 15. 8
問34⑨ 建設事業費を考慮する要因/地域経済の景気	. 対策		.L	17	
	件	十分考慮す	ある程	ほとん	無
		慮す	程度考慮する	んど考慮	回
	Ner.	る	慮す	L	M
	数	20		ない	答
合 計	38 100. 0	20 52. 6	12 31. 6	1 2. 6	5 13. 2
問34⑩ 建設事業費を考慮する要因/長期的な観点が	らの地				
	件	十分老	あ る 程	ほとん	無
		分考慮す	程度考	んど考慮	回
		3	慮 す	L	
	数		る	な い	答
合 計	38 100. 0	18 47. 4	13 34. 2	1 2. 6	6 15. 8

問34⑪ 建設事業費を考慮する要因/継続事業である	ること				
	件	十分	あ る 程	ほ と ん	無
		分考慮する	度考	んど考慮	□
		る	度考慮する	し	
	数			な い	答
合 計	38 100. 0	10 26. 3	18 47. 4	3 7. 9	7 18. 4
問34位建設事業費を考慮する要因/前年度の事業量	ŧ	,			
	件	十分考慮する	ある程	ほとん	無
		慮す	度考	んど考慮	□
	N/C	る	程度考慮する	し	
	数			ない	答
合 計	38 100. 0	16 42. 1	14 36. 8	1 2. 6	7 18. 4
				•	
問34⑬ 建設事業費を考慮する要因/事業間のバラン	ノス		J.		
問34億 建設事業費を考慮する要因/事業間のバラン	/ス	十分考	ある程	ほと	無
問34億 建設事業費を考慮する要因/事業間のバラン		十分考慮す	る	ほと	
問34億 建設事業費を考慮する要因/事業間のバラン	件	十分考慮する	る程度考慮す	ほとんど考慮し	無回
	件数		る程度考慮する	ほとんど考慮しない	無
問34 ⁽³⁾ 建設事業費を考慮する要因/事業間のバラン	件	十 分考慮する 10 26.3	る程度考慮す	ほとんど考慮しな	無回
	件 数 38 100.0	10 26.3	る程度考慮する 20 52.6	ほとんど考慮しない 1 2.6	無 回 答 7
合 計	件 数 38 100.0	10 26.3 ランス +	る程度考慮する 20 52.6 ある	ほとんど考慮しない 2.6	無 回 答 7
合 計	件 数 38 100.0	10 26.3 ランス +	る程度考慮する 20 52.6 ある	ほとんど考慮しない 16とん	無 回 答 7 18.4
合 計	件 数 38 100.0 月間のバラ	10 26.3	る程度考慮する 20 52.6 ある	ほとんど考慮しない 2. ほとんど考慮し	無 「 「 「 「 「 無 「 「 「 「 」
合 計	件 数 38 100.0	10 26.3 ランス +	る程度考慮する 20 52.6	ほとんど考慮しない 2.6 ほとんど考慮	無 回 答 7 18.4

問34⑮ 建設事業費を考慮する要因/その他					
	件	十分考	あ る 程	ほとん	無
		慮する	度考慮	ど考慮	回
	数		する	し な い	答
合 計	38 100 0	2 5 3	_	_	36 94. 7

問35	建設事業費の決定を首長等が行う場合
THI O O	

内もも 建設事業員や民産と日民寺が 日 7 物日						
	件	場長当 合に初 委か	仰 ぐ 場 が よ か か か か か か か か か か か か か か か か か か	のる首 場場長 合合に	ことは るおよ ほ長に	無
		ねら ら決 れ定	合長るの事	のや決 両判定 方断権	なび決い判定 断権	回
	数	て権 いが る首	判項 断に をつ	をを 仰委 ぐね	を を ぞ な れ	答
合 計	38		19	3	13	1
	100.0	5. 3	50.0	7. 9	34. 2	2. 6

問36 首長が決定を行う場合の予算額が総枠に占める割合 問35 建設事業費の決定を首長等が行う場合…決定権が首長に委ねられている、首長等の判断を仰ぐ

	件	0	満 1	満 2	5	無
		% 未 満	% 以	% 以	% 以	
		蔺	上 2 0	5	上	□
	数		% 未	% 未		答
合 計	24 100. 0	11 45. 8	1	_	9 37. 5	3 12. 5
	100.0	40.0	4. 2	_	31.3	14. 0

問37 補助対象事業に補助会がつくかつかたいかの見込みが与える影響

<u> 同 3 7 </u>	<u> 1120かかっ</u>	ナんひむ	音			
	件	定決事 にめ業	に決主 影めと	え定事 るに業	その	無
		影て内 響い容	響らし をれて	か内な容	他	
		をるの	与る事えが業	りよ		回
	数	えで、 な 、 度 い 査 で	る 査容 定で	響も、		答
合 計	38	1	29	2	4	2
	100.0	2.6	76. 3	5. 3	10.5	5. 3

問38 建設事業費の財源としての地方債発行のパタ	ー`/								
同りり、定似事未買い別派としていたの頃几日・ジャーク	件	り あ 積 行 も 許	との種 は発々 な行の	る発で 行き しる	明確な	そ の 他	無		
		しの可 ては、可 る 希能	つ て は 新 か な 望 ら	な け 力 サ 針 方	方針はな		回		
	数	望性通が	い通実り際	で債あを	V)		答		
合 計	38 100. 0	26 68. 4	3 7. 9	2 5. 3	_	6 15. 8			
問39 給与の改訂に影響を与えている要因									
	件	国の人	の国 指あ 導る	水当 準該 地	与他 水の 準地	輪収等益事	税収の	そ の 他	無
		事 院	い は	域 の	方 自	の業 収へ	動向		回
	数	勧告	都 道 府	民 間 給	治 体 の	入競 動馬、 向、			答
合 計	38	23	県	与 27	給 1	競	1	5	2
ंच हा 	100.0	60. 5	_	71. 1	2. 6	_	2. 6	13. 2	5. 3
		00.0		11.1	2.0		2.0	13. 4	0. 0
問40 給与の改訂に実質的な影響を与える主体			-24					13. 2	5. 5
問40 給与の改訂に実質的な影響を与える主体	件	首長	議会	財政	人 事	労 働 _組	その	無	<u> </u>
問40 給与の改訂に実質的な影響を与える主体	1	首	議会	財政担当部	人事担当部	労働組合	ح		0.3
問40 給与の改訂に実質的な影響を与える主体	件	首	議会	財政担当	人事担当	組	その	無回	3. 3
	件数	首長	会	財政担当部門	人事担当部門	組合	そ の 他	無回答	3. 3
問40 給与の改訂に実質的な影響を与える主体 合 計	件	首	議 会 4 10.5	財政担当部	人事担当部	組	そ の 他	無回	5. 0
	件 数 38	首 長 13 34.2	会 4 10.5	財政担当部門 2.6	人事担当部門 5 13.2	組 合 8 21.1	そ の 他	無 回 答	3. 3
合 計	件 数 38	首長 13 34.2 非常	会 4 10.5	財政担当部門 1 2.6	人事担当部門 5 13.2	組合 8 21.1 非常	そ の 他	無 回 答	5. 5
合 計	件 数 38 100.0	首 長 13 34.2	会 4 10.5	財 政 担 当 部 門 2.6	人 事担 当 部 門 5 13.2	組 合 8 21.1	そ の 他 16 42.1	無 回 答	3. 3
合 計	件 数 38 100.0	首長 13 34.2 非常に高	会 4 10.5	財政担当部門 2.6	人事担当部門 5.2 やや低	組合 8 21.1 非常に低	その他 他 16 42.1	無 回 答	3. 3
合 計	件 数 38 100.0	首長 13 34.2 非常に高	会 4 10.5	財政担当部門 2.6	人事担当部門 5.2 やや低	組合 8 21.1 非常に低	その他 他 16 42.1	無 回 答	5. 5

問42 特殊要因を除いた高い理由

問41 国家公務員の給与水準と比較した高低…非常に高い、やや高い

	件数	財源に余裕があるた	ため 輪等)の収入が多い 収益事業(競馬、競	ため 必要人員を確保する	るため 優秀な人材を確保す	水準が高いため当該地域の民間給与	そ の 他	無回答
合 計	2 100. 0	_		_		_	100. 0	_

問43 特殊要因を除いた低い理由

問41 国家公務員の給与水準と比較した高低…やや低い、非常に低い

	件	め財源	水当準該	その::	無
		に 余 裕	が地 高域 いの	他	回
	数	が な い	た民め間		答
		た	給 与		台
合 計	16 100. 0	5 31. 3	5 31. 3	6 37. 5	_

問44 職員数の傾向

	件	い全 る部	はあ減 増る少	い全 な部	はあ増 変る加	減少	無
		門上	加がし	い門	化がし	して	,
		£	て全い	t	て全い	V	口
		増 加	い体る ると部	変 化	い体る なと部	る	
	数	して	し門 ても	して	いし門 ても		答
合 計	38		1	1		34	2
	100.0	_	2.6	2.6	_	89. 5	5. 3

問45 職員の増加要因

管列 線列 具体 期 等 机 変 県 合計 38 4 4 2 29 2	同45 収員の増加安囚	件数	防など) 民の要全に	化・公害防止などする住民の要求(ほ生活環境の安全には	の増加に伴う教見をの増加に伴う教見を	的な業務量の増加人口増加に伴う全部	門化、複雑化 容報		更に伴う増加国の福祉等の制度変	の指示の指示は都道府	増加していない	そ の 他	無回答
$\begin{bmatrix} 100.0 & 10.5 & - & 10.5 & - & 5.3 & - & - & 76.3 & 5.3 \end{bmatrix}$	合 計	38	警対 4	緑対	員な 4	般	専 2	拡	変	県	23	2	3

問46 職員の減少に影響を与えている要因												
	件	化事務の	底職員の	職員の	現 業 部	制新 規	励(高齢	減少し	その他	無		
		合理	教育	適 正	門の	中途採	m 者 の)	てい	TE	回		
	W.	化	訓練	配 置	民間	用	退	な い		hehe		
A 41	数	省 力 0.4	の 徹	01	委 託	の 抑	職 奨		0	答		
合 計	38 100. 0	34 89. 5	-	21 55. 3	18 47. 4	10 26. 3	_	2. 6	3 7. 9	2 5. 3		
問47 一般行政職職員の増減に影響を与える主体/	最も重要	V.	-		<u> </u>	<i>b</i>	-326	rin.	W.			
	件	首 長	財政担	人事担	企画担	各施策	議会	審議会	労 働 組	国 あ る	そ の 他	無
			当 部	当 部	当 部	担当		4	合	い は	12	回
			門	門	門	部門				都道		
	数									府 県		答
合 計	38 100. 0	28 73. 7	_	2 5. 3	_	2 5. 3	_	_	_	_	4 10. 5	2 5. 3
間47 一般行政職職員の増減に影響を与える主体/2	2番目に1											
	件	首 長	財 政 担	人 事	企画担	各施策	議会	審議会	労 働 組	国 あ る	その他	無
			当部	担 当 部	当部	担当		K	合	いは	TE	回
			門	門	門	部門				都 道		
	数									府 県		答
合 計	38 100. 0	2 5. 3	2 5. 3	16 42. 1	2 5. 3	_	5 13. 2	1 2. 6	1 2. 6	_	1 2. 6	8 21. 1
間47 一般行政職職員の増減に影響を与える主体/	3番目に <u>1</u>	重要										
	件	首長	財 政	人事担	企画担	各施策	議会	審議。	労働	国あ	その	無
			担 当 部	担 当 部	担 当 部	策 担 当		会	組合	るい	他	
			門	門	門	部門				は 都 道		口
	数					1.1				府県		答
· 금	38	1	7	8	1	3	1		3	2		12 31. 6

間48	財源に余裕のない場合の人件費の決定にあたる	る措置					
		pl.	どよ給	う与職	措を給	わ左	Ave
		件	のう与 合に水	水員 準は	置遅与 をら改	なの いよ	無
			理、準	の削	講せ訂	· 5	
			化職を	見減	ずるの	な	囯
			を員下 行配げ	直せ しず	る等実 の施	ر ک	
		数	う置な	を、	予時	は	答
			ない	行給	算期	行	
合	計	38	8	8	1	12	9
		100 0	21 1	21 1	2.6	31 6	23 7

問49 物件費の決定方式

	件	上予物 昇算件	ル費同	個標 別準	ラめ予 ン 第	予物 算件	その	無
	''	率額費	プにの	に単	ス他に	額費	他	<i>7</i> 111
		かと全 ら標体	化つ単 しい価	積価みと	での大 決経枠	と全 同体		□
		決準を め的前	てて上 決は昇	上数 げ量	め費が るとあ	額 を に 前		
	数	る単年 価度	めグ率 る の	るか	のる バた	す年る度		答
			S 0)	b		る反		
合 計	38		1	15	6		16	
	100.0	_	2.6	39. 5	15.8	-	42. 1	-

問50 昭和60年代と最近年次の予算編成方式の変化

<u>间30 咱和00年代2取近午份97异椭成为30%</u>	Ц				
	件	大 い に	若干あ	まった	無
		ある	る	く な い	回
	数				答
合 計	38 100. 0		15 39. 5	2 5. 3	4 10. 5

問51 具体的にどのような変化があったか 問50 昭和60年代と最近年次の予算編成方式の変化…大いにある、若干ある

間00 相相00 TNC 放送上於5 了昇編次分2(5) 发出 5(1 (cl) 5(有下	-, w							
		な長予	さ務予	るが既	た視中	い用中	そ	
	件	つの算	れ当算	よ `定	さ長	方便長	の	無
		た影編	る局編	う本経	れ期	式益期	他	
		響成	よの成	に格費	る計	が分財		
		力に	う意に	な的の	よ画	導析政		口
		がお	に見お	つに見	うが	入な計		
		大い	ながい	て行直	によ	ど画		
	数	きて	つ重て	きわし	なり	新、		答
		く首	た視事	たれ	つ重	し費		
合 計	32	4	1	22	12	5	4	
	100.0	12.5	3. 1	68.8	37. 5	15. 6	12. 5	

問52 税収の伸びが順調な時、優先的に増やす経費/	/最も重										
	件	老人短	社 会 福	児童	生活	生 活 環 境	産業基盤	住宅関	教育	その	無
		福 祉	祉	福 祉	保護	境	盤	連		他	口
	数										答
合 計	38 100. 0	-	2 5. 3	_	_	1 2. 6	11 28. 9	_	1 2. 6	6 15. 8	17 44. 7
問52 税収の伸びが順調な時、優先的に増やす経費/	/2番目										
	件	老 人 福	社 会 福	児 童 福	生活保	生 活 環	産業基	住 宅 関	教育	そ の 他	無
		祉	祉	祉	護	境	盤	連		TEE	回
	数										答
合 計	38 100. 0		1 2. 6	2 5. 3	_	4 10. 5	3 7. 9	_	3 7. 9	4 10. 5	20 52. 6
問52 税収の伸びが順調な時、優先的に増やす経費	/3番目								Li.		
	件	老 人 福	社 会 福	児 童 福	生活保	生 活 環	産業基	住宅関	教育	その他	無
		祉	祉	祉	護	境	盤	連		IE	口
	数										答
							1			1	
合 計	38 100. 0		3 7. 9	1 2. 6	1 2. 6	2. 6	2. 6	1 2. 6	5 13. 2	2.6	20 52. 6
問53 地方財政危機に対して、考えられる財源対策	100.0	10.5 要	7. 9	2. 6	2. 6						
	100.0	型 (サイン・ (サイン・ (サイン・ (サイン・) 10.5 (サイン・ (サイン・) 10.5 (サイン・) 10.5 (サ	7.9 行規歳 わ施出	2.6 を過歳 行課入	2.6 上数歳 げ料入						
	100.0	型 10.5 要	7.9	2.6	2. 6	2.6					
	100.0 最も重導 件	10.5 要 行う 歳出を抑えるべ 直 で経費の洗い直	7.9 行わない できるべ	2.6 意 表 で	2.6上数料や使用がを使用かの	無 回					
	100.0	10.5 要 行う 歳出を抑えるべく既	7.9 行規 歳 わ か 策 は で き い で き	2.6 を行う を行う を増やす	2.6 上げを行う 料や使用料	無無					

問53 地方財政危機に対して、考えられる財源対策/	/2番目に	こ重要						
	件	行経歳 豊 費を	行規歳 わ施出 な策を	を過歳 行課入 う税を	上数歳げ料入をやを	無		
		の抑 洗え	いは抑 でえ	や増 新や	行使増 う用や	П		
	数	いる 直 しく	きる るべく	税す のべ 創く	料す のべ 引く	答		
合 計	38	を既	た け新 9	設超	き手 9	14		
П — FI	100. 0	-	23. 7	15. 8	23. 7	36.8		
問53 地方財政危機に対して、考えられる財源対策/	/3番目に		/- In In) H IF	L W IE			
	件	行定歳 う経出 費を	行規歳 わ施出 な策を	を過歳 行課入 う税を	上数歳げ料入をやを	無		
		の抑 洗え	いは抑 でえ	や増新や	行使増	回		
		いる 直べ	きる	税すのべ	料すのべ			
	数	しく を既	だく け新	創く 設超	引く き手	答		
合 計	38 100. 0	_	4 10. 5		12 31. 6	15 39. 5		
問53 地方財政危機に対して、考えられる財源対策/	/ 4 番目に							
	件	行定歳う経出	行規歳わ施出	を過歳行課入	上数歳げ料入	無		
		費を の抑 洗え	な策を いは抑 でえ	う税を や増 新や	をやを 行使増 う用や	口		
		いる 直べ	へ さ る べ	税すのべ	料すのべ			
	数	しく を既	だく け新	創く 設超	引く き手	答		
合 計	38 100. 0	-	9 23. 7	11 28. 9	3 7. 9	15 39. 5		
問54 今後、歳出の見直しの対象となる経費					·			
	件	人件	扶 助	建 設	物件	補助	その	無
		費	費	事業	費	費等	他	_
				費				□
	数							答
습 計	38 100. 0	4 10. 5	1 2. 6	6 15. 8	7 18. 4	11 28. 9	19 50. 0	3 7. 9